

仙台医療福祉専門学校 精神保健福祉士養成通信課程

細 則

(目的)

第1条 仙台医療福祉専門学校 精神保健福祉士養成通信課程（以下、「本課程」という。）は精神保健福祉士法に基づき、精神障害者の保健および福祉に関する専門的知識および技術を授け、地域社会における医療、保健、および福祉等の担い手として貢献し得る精神保健福祉士を養成するとともに、この養成を通じて精神保健の向上および精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本課程は、仙台医療福祉専門学校 精神保健福祉士養成通信課程と称する。

(所在地)

第3条 本課程の所在地を、宮城県仙台市青葉区中央4丁目7番20号に置く。

(教職員組織)

第4条 本課程に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 基幹教員 1名以上
- (3) 講師
- (4) 事務職員

(養成課程、修業年限、学期、定員、対象地域)

第5条 本課程の養成課程、修業年限、学期、定員、対象地域は次のとおりとする。

養成課程	修業年限	学期	定員	対象地域
精神保健福祉士 養成通信課程 (短期)	9ヶ月	開始日：5月1日 終了日：翌年1月31日	60名	青森県、秋田県、岩手県 山形県、宮城県、福島県

- 2 本課程を、修業年限にて修了できなかった者は、校長の許可を得て、終了日の翌月1日から9ヶ月間、修業期間を延長することができる。

(休業日)

第6条 本課程において休業日を定めない。

- 2 校長は特に必要のあると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定めることができる。

(教育課程、授業時数)

第7条 本課程の教育課程は、別表1のとおりとする。

- 2 別表1に定める授業時数は、仙台医療福祉専門学校学則第8条第2項に準ずる。

(履修方法等)

第8条 本課程の授業は、印刷教材による授業、面接授業、実習およびその他適切な方法によって行う。

- 2 印刷教材による授業は、前条別表1に定める授業科目ごとの時間数を、学生が本課程指定のテキスト等により自宅学習し、提示された学習課題について、それぞれ定められた方法によりレポートを提出、添削指導を受けることにより行う。添削指導は、授業時間数90時間(90時間に満たない場合にあつては当該時間数)につき1回以上、各科目担当者が行う。なお、学生は、授業の内容について、電話またはインターネットにより質問することができる。質問および回答に関する通信料は、学生の負担とする。
- 3 面接授業は、前条別表1に定める授業科目および時間数にて行う。なお、ソーシャルワーク演習(専門)およびソーシャルワーク実習指導については、1教室20名以内で実施し、原則として合同授業は行わない。
- 4 実習は、前条別表1に定めるソーシャルワーク実習の時間数にて行う。ソーシャルワーク実習は、本課程が対象地域に確保する実習施設のうち、機能の異なる2ヶ所以上の実習施設において行うものとする。うち1ヶ所は精神科病院等の医療機関において90時間以上実施する。
- 5 本条に規定するものの他、本課程における履修方法等に関して必要な事項は、別に定める。

(入学資格)

第9条 本課程の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において精神保健福祉士法第7条第2号に規定する基礎科目(以下、「基礎科目」という。)を修めて卒業した者、その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号。以下、「施行規則」という。)第1条の2第2項に規定する者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の3年の前期課程を含む。)において基礎科目を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下、「専門職大学前期課程」という。)にあつては、修了した者。次号において同じ。)(夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)、その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第5項に規定する者であつて、精神保健福祉士法第7条第4号に規定する指定施設(以下、「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事した者

- (3) 学校教育法に基づく短期大学(専門職大学前期課程を含む。)において基礎科目を修めて卒業した者、その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第8項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 社会福祉士

(入学者の選考、入学手続、入学許可)

第10条 本課程の入学者の選考、入学手続、入学許可は、次のとおりとする。

- (1) 本課程に入学しようとする者は、本課程の定める入学願書、その他必要書類に第16条に定める入学選考料を添えて、指定する期日までに出席し、選考を受けなければならない。
- (2) 前号の選考を受けた者に対して、選考結果を通知する。
- (3) 前号の選考結果において合格を通知された者は、指定する期日までに第16条に定める入学金等を添えて入学手続を取らなければならない。
- (4) 前号の入学手続きを取った者に対し、入学を許可する。

(履修科目の免除)

第11条 本課程の履修科目の免除は、次のとおりとする。

- (1) 本課程に入学する以前に他の精神保健福祉士養成施設および学校教育法に基づく大学等において履修した科目については、学生からの申請に基づき、履修科目の教育内容を本課程の教育内容に照らし、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数の2分の1を超えない範囲で本課程における科目の履修に代えることができる。ただし、ソーシャルワーク実習指導およびソーシャルワーク実習については、どちらか一方の科目のみを本課程の科目の履修に代えることは認めない。
- (2) 社会福祉士養成課程のソーシャルワーク実習を履修している場合は、ソーシャルワーク実習のうち、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除することができる。この場合においても、機能の異なる2ヶ所以上の実習施設において実施するものとする。
- (3) 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後入学する場合は、ソーシャルワーク実習指導およびソーシャルワーク実習の履修を免除する。

(転入学、休学、復学)

第12条 本課程の転入学、休学、復学はこれを許可しない。

(退学)

第13条 本課程を退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(成績評価および修了の認定)

第14条 本課程は、第7条別表1に定める授業科目ごとに、成績評価および修了の認定を行う。

- 2 成績評価は、シラバスにて示す方法により行い、A評価(80点以上)、B評価(70点以上80点未満)、C評価(60点以上70点未満)、D評価(60点未満)とし、C評価以上を

合格とする。合格の場合、当該授業科目の修了を認定する。

- 3 第8条第2項に定めるレポートの得点が60点未満、または期限までに提出しなかった場合、1レポートにつき1回に限り再提出を認める。ただし、その場合、再提出料5,000円を納付し、必要な手続きを取らなければならない。レポートの再提出に必要な手続きについては、別に定める。
- 4 次の場合については、成績評価を行わない。
 - (1) 第7条別表1に定める授業科目ごとの面接授業の時間数の3分の2に満たない場合。
 - (2) 第7条別表1に定めるソーシャルワーク実習の時間数の5分の4に満たない場合。
- 5 第7条別表1に定める授業科目をすべて修了した者に、本課程の修了を認定し、修了証書を授与する。

(褒賞および懲戒)

第15条 学生の褒賞および懲戒については、仙台医療福祉専門学校学則第22条、23条に準ずる。

(納付金)

第16条 本課程の納付金は次のとおりとする。ただし、第11条第3号により、履修科目の免除を受ける者については、授業料から120,000円を免除する。

養成課程	入学選考料	入学金	授業料
精神保健福祉士 養成通信課程（短期）	20,000円	20,000円	360,000円

- 2 学生は、納付金を指定期日までに納付しなければならない。ただし、校長が許可した場合は、別に定めるところにより、納付金の一部について免除を受けること、または分割して納付することができる。
- 3 指定期日までに入学辞退届を提出した場合に限り、すでに納付した授業料を返還する。
- 4 修業期間延長に係る費用については別表2のとおりとする。
- 5 その他諸費用については、別に定める。

(授業料の滞納)

第17条 授業料を指定期日までに納付しない者に対しては、担当部署より納付督促を行う。

- 2 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納付の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(退学時の授業料の取り扱い)

第18条 未経過月（1月末満切捨て）の授業料については、全額返還する。

- 2 退学する場合は、授業料の3分の1に、授業料の3分の2に在籍期間（入学日から退学日までの経過月数（1月末満切上げ））を修業年限に相当する月数で除した数を乗じた額（千円未満切上げ）を合計した額を納付しなければならない。

(その他)

第 19 条 この細則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この細則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

仙台医療福祉専門学校 精神保健福祉士養成通信課程（短期） 教育課程

科 目 名	印刷授業による 授業時間数	面接授業 時間数	実 習 時間数
精神医学と精神医療	1 6 2	6	—
現代の精神保健の課題と支援	1 6 2	6	—
精神保健福祉の原理	1 6 2	6	—
ソーシャルワークの理論と方法	1 6 2	6	—
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	1 6 2	6	—
精神障害リハビリテーション論	8 1	3	—
精神保健福祉制度論	8 1	3	—
ソーシャルワーク演習（専門）	2 4 3	9	—
ソーシャルワーク実習指導	2 4 3	9	—
ソーシャルワーク実習	—	—	2 1 0
合 計	1, 4 5 8	5 4	2 1 0

別表 2(第 1 6 条第 4 項関係)

仙台医療福祉専門学校 精神保健福祉士養成通信課程
修業期間延長に係る費用

(円)

科 目 名	再履修料
精神医学と精神医療	1 6, 0 0 0
現代の精神保健の課題と支援	1 6, 0 0 0
精神保健福祉の原理	1 6, 0 0 0
ソーシャルワークの理論と方法	1 6, 0 0 0
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	1 6, 0 0 0
精神障害リハビリテーション論	8, 0 0 0
精神保健福祉制度論	8, 0 0 0
ソーシャルワーク演習（専門）	2 4, 0 0 0
ソーシャルワーク実習指導	2 4, 0 0 0
ソーシャルワーク実習	1 0 0, 0 0 0

備考 上記の他、継続授業料として 2 0, 0 0 0 円が別途必要となる。